



平成21年5月25日

各 位

会 社 名 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
代 表 者 取締役会長兼社長 谷 正明
本社所在地 福岡市中央区大手門一丁目 8 番 3 号
(コード番号 8354 東証第一部、大証第一部、福証)
問 合 せ 先 経営企画部長 横田 浩二
(TEL. 092-723-2502)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第2期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下、「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券電子化)されたことに伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- ① 決済合理化法附則第6条第1項の定めにより、当社は決済合理化法の施行日において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第7条(株券の発行)を削除するものであります。
- ② 決済合理化法附則第2条の定めにより、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、実質株主および実質株主名簿に関する定めを削除するものであります。(現行定款第9条、第12条第3項)
- ③ 会社法第221条の定めにより、株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日まではこれを作成し備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

(2) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成21年6月26日(金) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成21年6月26日(金) |

以 上

定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>② 当社は、前項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p><u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(単元未満株式の買増し)～(株式取扱規則)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>第11条</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務その他株式取扱規則に定める事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(単元未満株式の買増し)～(株式取扱規則)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>第10条</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務その他株式取扱規則に定める事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第13条 当社は、事業年度の末日である毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当については、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額を上限として金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第12条 当社は、事業年度の末日である毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当については、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額を上限として金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>ただし、当該事業年度において第14条に定める剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>第一種優先株式 1株につき 14円</p> <p>(中略)</p> <p>(基準日を定めて行う剰余金の配当)</p> <p>第14条 当社は、第55条第2項に規定する基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当を行う場合には、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、前条第1項本文で定める額の2分の1を上限とする金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>② 当社は、第55条第3項に規定する基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当を行う場合には、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、別途取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(議決権)</p> <p>第16条 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金の額(当該優先配当金に係る基準日の属する事業年度において第14条の規定に基づき優先配当金が支払われているときは、当該優先配当金の額を控除した額。以下本条において同じ。)の剰余金の配当を行う旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、当該議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先株主に対して優先配当金の配当を行う旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。</p> <p>(優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等)～(第一種優先株式の取得)</p> <p>第17条 第18条 (条文省略)</p> <p>(優先順位)</p> <p>第19条 当社の発行する各種の優先株式の優先配当金、第14条の規定による剰余金の配当及び残余財産の支払順位は、同順位とする。</p>	<p>ただし、当該事業年度において第13条に定める剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>第一種優先株式 1株につき 14円</p> <p>(中略)</p> <p>(基準日を定めて行う剰余金の配当)</p> <p>第13条 当社は、第54条第2項に規定する基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当を行う場合には、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、前条第1項本文で定める額の2分の1を上限とする金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>② 当社は、第54条第3項に規定する基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当を行う場合には、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、別途取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(議決権)</p> <p>第15条 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金の額(当該優先配当金に係る基準日の属する事業年度において第13条の規定に基づき優先配当金が支払われているときは、当該優先配当金の額を控除した額。以下本条において同じ。)の剰余金の配当を行う旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、当該議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先株主に対して優先配当金の配当を行う旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。</p> <p>(優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等)～(第一種優先株式の取得)</p> <p>第16条 第17条 (条文省略)</p> <p>(優先順位)</p> <p>第18条 当社の発行する各種の優先株式の優先配当金、第13条の規定による剰余金の配当及び残余財産の支払順位は、同順位とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(除斥期間) 第20条 第56条の規定は、優先配当金、優先中間配当金及び基準日を定めて行う剰余金の配当の支払いについてこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 株主総会 (開催の時期)～(議決権の代理行使) 第21条) (条文省略) 第27条</p> <p>(種類株主総会) 第28条 第23条、第24条、第25条及び前条の規定は、種類株主総会において、これを準用する。 ② 第22条の規定は、当会社の定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 取締役及び取締役会 (定員)～(決議の方法) 第29条) (条文省略) 第40条</p> <p style="text-align: center;">第6章 監査役及び監査役会 (定員)～(決議の方法) 第41条) (条文省略) 第49条</p> <p style="text-align: center;">第7章 会計監査人 (会計監査人の選任)～(報酬等) 第50条) (条文省略) 第52条</p> <p style="text-align: center;">第8章 計 算 (事業年度)～(除斥期間) 第53条) (条文省略) 第56条</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(除斥期間) 第19条 第55条の規定は、優先配当金、優先中間配当金及び基準日を定めて行う剰余金の配当の支払いについてこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 株主総会 (開催の時期)～(議決権の代理行使) 第20条) (条文省略) 第26条</p> <p>(種類株主総会) 第27条 第22条、第23条、第24条及び前条の規定は、種類株主総会において、これを準用する。 ② 第21条の規定は、当会社の定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 取締役及び取締役会 (定員)～(決議の方法) 第28条) (現行どおり) 第39条</p> <p style="text-align: center;">第6章 監査役及び監査役会 (定員)～(決議の方法) 第40条) (現行どおり) 第48条</p> <p style="text-align: center;">第7章 会計監査人 (会計監査人の選任)～(報酬等) 第49条) (現行どおり) 第51条</p> <p style="text-align: center;">第8章 計 算 (事業年度)～(除斥期間) 第52条) (現行どおり) 第55条</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成22年1月5日までこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。なお、本附則は、同日の経過後、自動的に削るものとする。</u></p>